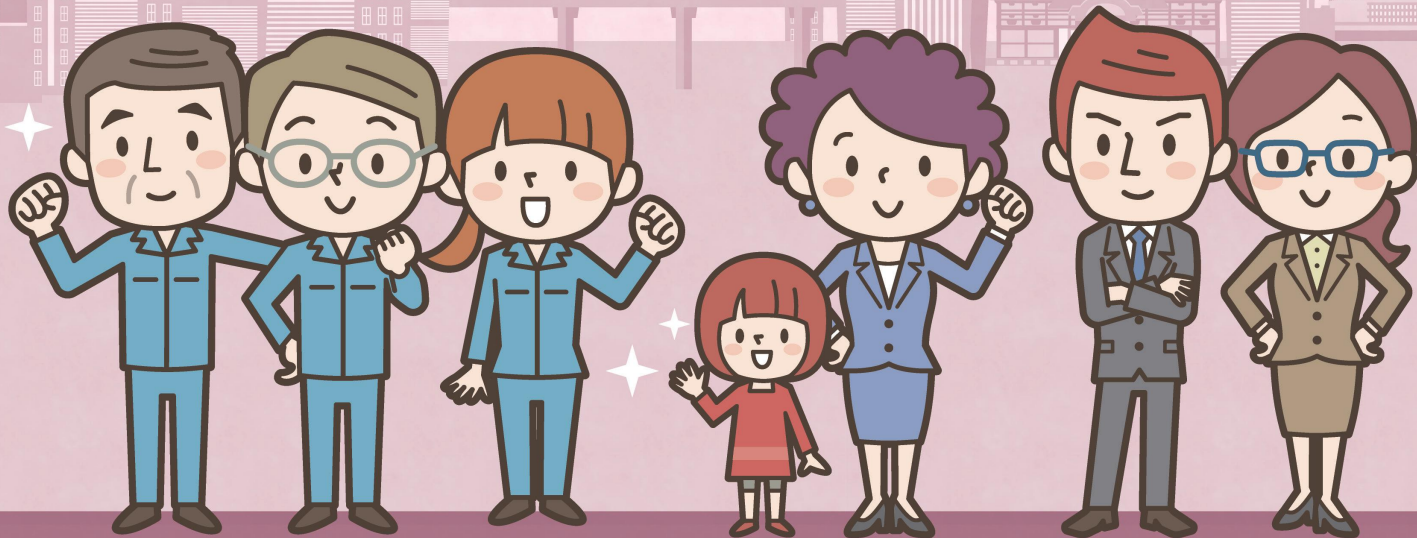


もっとよりに添う。ずっとささえる。 おきなわ公庫

従業員の
処遇改善や
人材育成

ひとり親や
若年者^(35歳未満)の
就労支援



融資制度
(対象資金)の
利率から

最大0.5%控除

詳しくは
裏面を
ご確認ください

沖縄ひとり親支援・雇用環境改善 貸付利率特例制度

沖縄の地域課題である子どもの貧困問題の解消や、雇用環境の改善に向けたきめ細かな政策金融支援。



沖縄振興開発金融公庫
THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION

沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度のご案内

～おきなわ公庫は「子どもの貧困対策」や「雇用環境の改善」等に取り組む事業者を支援します～

<p>ご 利 用 いただける方</p>	<p>1.ひとり親等の雇用促進等に積極的に取り組む方であって、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国によるひとり親の雇用にかかる助成（特定就職困難者雇用開発助成金、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース））を受ける方（受けている方を含む）（「国ひとり親（新規雇用）関連」又は「国ひとり親（継続雇用）関連」） ②沖縄県の「ひとり親世帯・中高年齢者就職総合支援事業」を活用してひとり親を雇用する方（雇用している方を含む）（「県ひとり親（新規雇用）関連」又は「県ひとり親（継続雇用）関連」） ③融資後1年以内に新たに若年者（35歳未満）を雇用する方（「若年者雇用関連」） ④事業所内保育施設等を設置又は増改築する方（「保育施設関連」） ⑤雇用の維持又は拡大を図る方又は沖縄県において雇用調整助成金に係る実施計画の届出が受理された方（「雇用維持関連」） <p>2.従業員の処遇改善や人材育成等に積極的に取り組む方であって、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国による非正規労働者のキャリアアップにかかる助成金（キャリアアップ助成金）の助成を受けている方（「キャリアアップ関連」） ②国による業務改善や人材育成にかかる助成金（人材開発支援助成金（平成30年度以降の受給分については特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース又は特別育成訓練コースに限る。）、業務改善助成金）を受けた方（「業務改善・人材育成関連」） ③沖縄県による「沖縄県人材育成企業認証制度」の認証を受けた方（「認証制度関連」）
<p>制 度 の 内 容</p>	<p>各融資制度の本来適用される利率から以下の利率を控除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒「国ひとり親（新規雇用）関連」に該当する方であって、母子家庭の母等又は父子家庭の父を新たに雇用し、助成を受ける場合 ... ▲0.3% ⇒「国ひとり親（継続雇用）関連」に該当する方であって、母子家庭の母等又は父子家庭の父を既に雇用し、助成を受けている場合 ... ▲0.2% ⇒「県ひとり親（新規雇用）関連」に該当する方であって、ひとり親を新たに雇用する場合 ... ▲0.3% ⇒「県ひとり親（継続雇用）関連」に該当する方であって、ひとり親を既に雇用している場合 ... ▲0.2% ⇒「若年者雇用関連」に該当する方 ... 当初5年間 ▲0.2% ⇒「保育施設関連」に該当する方であって、事業所内保育施設等を設置又は増改築する場合に必要な資金 ... ▲0.2% ⇒「雇用維持関連」に該当する方 ... ▲0.2% ⇒「キャリアアップ関連」又は「業務改善・人材育成関連」又は「認証制度関連」に該当する方 ... 当初5年間 ▲0.1% <p>なお、上記利率の控除は併用できる場合があります。</p> <p>※控除後利率には下限があります(0.05%~0.3%程度)。 ※他の利子補給又は利子助成制度と併用することはできません。 ※本特例の適用は、一事業者あたり12億円が限度となります。</p>
<p>対 象 と な る 資 金</p>	<p>産業開発資金、中小企業資金、生業資金(教育資金及び恩給担保資金を除く)、生活衛生資金、農林漁業資金、医療資金 ただし、若年者雇用関連については、産業開発資金、中小企業資金、生業資金に限ります。 また、適用対象外となる融資制度があります。</p>
<p>資 金 の 使 い み ち</p>	<p>各融資制度に定める使いみち</p>
<p>貸 付 期 間 据 置 期 間</p>	<p>各融資制度に定める期間</p>